

令和8年度企業リスクリテラシー推進事業 委託業務仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う企業リスクリテラシー推進事業（以下「本業務」という）の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名 令和8年度企業リスクリテラシー推進事業

2 目的

人口減少に伴う労働力不足やデジタル化による技術革新など急速に社会経済環境が変化する中、企業が成長分野・新規事業への転換、事業の高付加価値化、デジタル技術の活用等による生産性向上などを図るため、県では、企業の主体的なリスクリテラシーを支援し取り組みやすい環境づくりを行うことで、企業が必要とする知識・スキルを持った人材の確保・育成を推進し、県内産業の持続的な振興を図る。

また、分散して掲載・発信されている人材育成施策の情報を一元的に整理し、施策間の関連も含めて体系的に広報する取組を合わせて行う。企業が自社の状況に応じた最適な支援を把握・選択しやすくすることで、施策活用の促進を図る。

3 実施期間 契約日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務では、「2 目的」を実現するために、以下の(1)から(4)及び「公募型プロポーザル方式に係る企画提案書（以下「提案書」という。）」に基づき、委託者と緊密に連携して事業の企画・運営を行うこと。

(1) 経営指導員（経済団体）による企業支援

企業と密接に関わっている経済団体の経営指導員と長野県が連携し、県内企業におけるリスクリテラシー推進の啓発活動を行う。

本事業の内容は次のアのとおりとする。ただし、より効果的な内容があれば提案すること。

ア 経営指導員向け研修の実施

(ア) 研修の対象者と研修回数・対象人数

長野県内の以下の経済団体およびその構成団体に所属する経営指導員を対象とする。

研修回数と対象人数は以下の想定とするが、具体的な回数や対象人数は各団体との相談による。

- ・長野県商工会議所連合会（研修回数2回、合計90名程度）
- ・長野県商工会連合会（同2回、120名程度）
- ・長野県中小企業団体中央会（同1回、30名程度）

(イ) 研修実施時期

各団体との調整によりそれぞれの実施時期を定めるが、後述する経営指導員向けの定

例の研修会に合わせて開催することも可能にするため、令和8年5月末日までに研修準備を完了させること。

(ウ) 研修の開催方法

各団体との調整により具体的な開催方法を決定するが、集合形式の対面での研修実施を原則とし、状況によりオンラインでの開催も可能とする準備を行う。

(エ) 研修参加者の募集

研修参加者の募集は長野県と各経済団体が連携して行う。受託者は必要に応じて長野県もしくは各経済団体から参加者の情報を受け取る。

(オ) 研修の会場

前述の経営指導員向けの定例の研修会場使用を原則とするが、各経済団体との事情に合わせた開催とすること。

(カ) 研修の時間

研修の時間は60分程度を原則とするが、各経済団体の事情により調整を行うこと。

(キ) 研修の受講料

研修の受講料はテキスト代等含め無料とすること。

(ク) 研修の効果測定

参加者に対し、研修の感想や評価、意識調査などのアンケート調査を行うこと。

(ケ) 経営指導員への継続的フォロー

研修終了後も令和8年度末まで経営指導員からのリスクリングの啓発活動を行う上で、質問や相談事項への対応が行えることが望ましい。

(コ) 研修の運営

講座会場の整備、講師選定、講師との調整、当日の進行管理、動画の撮影等、研修の運営は受託者において行うこと。

(サ) 研修の内容と講師

研修の内容は以下の項目を含んだものとし、前年度の研修内容を踏まえた上で、啓発活動の実行度を上げることを目指す内容とする。実施の際には本研修を行うのに十分な実績と経験を持つ講師を選定すること。

- ・企業へのリスクリング推進にあたり想定される課題の整理や、前年度までの伴走型コンサルティング支援を中心としたリスクリングの取組み事例を積極的に共有し、企業への横展開を後押しするとともに、経営指導員同士の情報共有および意見交換を促進するワークショップ形式等の研修を実施する。

- ・現在の人手不足と今後のさらなる労働人口減少や事業構造の変化予測を踏まえた、「事業継続・事業成長に必要な戦略としてのリスクリング推進の必要性」の解説。

- ・以下の「リスクリング推進ステップ (STEP1~4)」に基づく具体的な推進方法の解説。



- 人材戦略の策定・リスキリングの方針決定
- 推進体制の整備、推進人材の確保
- 知識・スキルを習得する時間の確保
- 費用負担○キャリア形成支援
- 主体的な学び直しの支援
- 社内・社外での研修の提供
- 社外での経験の提供
- 習得した知識・スキルの活用やリスキリング促進につなげるための配置
- リスキリングを踏まえた人事評価制度上の評価・処遇
- 人事評価制度以外での評価・処遇

- ・国や各団体等が提供している企業が活用可能なリスキリング支援事業の情報。
- ・リスキリングの実践事例の情報。対象企業の業種、職種、経営課題などから分類を行い、企業が活用しやすい形で提供すること。企業規模の限定はしないが、長野県内には中小企業の社数が多いことから、中小企業の事例をできる限り多く提供できるよう努めること。
- ・人手不足と人材確保の課題感が企業で高まっている中で多くの企業にとってはリスキリングの経営的な優先度が高まっていない。そのため、リスキリングを推進し、人材育成に積極的な企業であることを社内外に発信することが、将来的な人材確保や人材定着に繋がる、という視点でもリスキリング推進の必要性を説明できることが望ましい。

(2) 伴走型コンサルティング支援（派遣）

県内企業が経営環境の変化に対応しながら持続的に成長していくために、企業ごとの経営課題の分析とその課題に対応する経営戦略の策定、その戦略に沿った従業員の人材育成計画策定およびその計画の実行といった一連のリスキリング推進プロセスを企業ごとに支援する。

本事業の内容は次のとおりとする。ただし、より効果的な内容があれば提案すること。

ア 対象企業

本事業の対象企業は、長野県内に本社、本店、支店又は事業所等を有し、従業員のリスキリングに課題を有する企業とする。なお本事業の参加企業数は、以下のエおよびオの参加企業の合計で10社を想定する。

イ 事業の広報と募集

本事業の広報と参加企業の募集は受託者において実施し、長野県とも連携して行う。なお企業リスキリング事業の情報を統一的に企業へ提供するため、後述する「企業コミュニティ」事業と連携した広報と募集活動を行うことがより望ましい。

ウ 参加企業の選考

応募のあった企業に対し、長野県とともに適切かつ公正な方法で選考を行うこと。特に選考過程においては、長野県と緊密に連携し、適宜協議を行いながら進めること。

エ 人材育成計画の作成支援

各参加企業におけるリスキリング推進のための人材育成計画の作成支援を行うこと。なお本事業における人材育成計画とは、以下の要素を含むものとする。

(ア) 人材に関連した参加企業固有の経営課題の分析結果

(イ) (ア)の課題に対応した人材のリスキリング方針

(ウ) (イ)のリスクリング方針に基づいた前述の「リスクリング推進ステップ」に沿った具体的なアクション項目(以下例)

例) リスクリング環境の整備

スキル習得機会の提供

スキル発揮機会の提供

スキル発揮による成果の評価・処遇の改善

(エ) (ウ)の項目を実行する際の時系列のロードマップ

(オ) コンサルティングメニューの複線化

主に中小企業が抱える経営課題を類型化して整理し、課題類型ごとにコンサルティングの取組内容および到達目標（ゴール）を設定すること。対象企業の募集にあたっては、その内容を分かりやすく提示することにより、企業がコンサルティングの具体的な内容をイメージできるようにするとともに、参加企業の裾野拡大につながるよう取り組むこと。

なお、課題類型については以下に一例を示すが、より適切な分類および取組内容・ゴールの設定が可能な場合は、提案すること。

(①経営課題、②コンサルティング内容、③ゴール)

A. 改善タイプ

① 下請企業など、現場の業務改善が必要な企業

② 業務の棚卸し、ムダの可視化、デジタルツールの導入等による業務改善支援

③ 業務改善に向けた実行計画の策定

B. 基盤整備タイプ

① 元請企業であるが、人材育成の仕組みが未整備な企業

② 必要スキルの整理、スキルマップの作成等による人材育成基盤の整備

③ スキルマップおよび育成ロードマップの策定

C. 専門深化タイプ

① 製造業等において特定部門の高度化を目指す企業

② 品質保証体制の強化やデータ活用の推進等、特定部門に特化した人材育成支援

③ 特定部門における人材育成計画の策定

D. 戦略整理タイプ

① 新事業の創出や付加価値向上等、持続的な成長を目指す企業

② 市場動向および事業方針の整理、必要人材の定義および育成方針の設定支援

③ 3～5年後を見据えた中期的な人材戦略の策定

オ 人材育成計画の実行支援

前年度までの伴走型コンサルティング支援の取組企業を対象に、人材育成計画の実行フェーズを支援する。

(ア) 申込があった際、人材育成計画の実行にあたっての課題認識および実行意思をもとに支援対象とするかを審査の上、決定する

(イ) 実行支援においては単年度で取組みが完結せず、人材育成計画策定のように統一的な取組みのゴールおよび成果物が想定しづらいことも考えられる。取組みのロードマップにおける令和8年度中のマイルストーンを明らかにし、当該年度中の実行支

援のゴールおよび成果物を、対象企業および県とともに協議を行いながら定めること

カ 支援の手法と頻度

支援手法については、参加企業への訪問、オンライン等、対象企業の実態に即して受託者が最適と思われる手法を組み合わせること。また訪問もしくはオンラインでの定期的なコンサルティングの実施は、前述の「エ 人材育成計画の作成支援」においては6回以上、「オ 人材育成計画の実行支援」においては、4回以上を想定するが、対象企業の状況により別段の理由が認められる場合はこの限りとしない。なおメールや電話等での参加企業からの問い合わせ・相談への対応はこの回数に含まない。

キ 効果検証

参加企業に対し、事業に対する感想や評価、意識調査などのアンケート調査を行うこと。

ク 事例集の作成

長野県と協議の上、参加企業を取り上げて取材し、取組み事例集を作成すること。作成した事例集は長野県がリスクリング推進を広報するために利用することを想定する。

ケ 事例インタビュー記事の作成

前年度に伴走型コンサルティング支援を実施した対象企業について、各社のインタビュー記事を作成すること。記事は、既存の取組事例の各項目について内容を深掘りし整理することで取組事例を補完し、他の企業が参照する際に取組内容をより具体的かつ実践的に理解できる内容とすること。なお本インタビュー記事は、長野県のポータルサイト「キャリアアップステーション NAGANO」へ掲載し、蓄積された事例集とともに取組み事例を積極的に発信し、他企業への横展開を図ること。

コ 人材確保・人材定着視点でのコンサルティング視点

人手不足と人材確保の課題感が企業で高まっている中で多くの企業にとってはリスクリングの経営的な優先度が高まっていない。そのため、リスクリングを推進し、人材育成に積極的な企業であることを社内外に発信することが、将来的な人材確保や人材定着に繋がる、という視点でもリスクリング推進をアドバイスできることが望ましい。

(3) 企業コミュニティ形成

各業務の内容は以下のア、イのとおりとし、実施にあつては事前に委託者と協議すること。

ア 企業コミュニティ形成に向けた制度の広報および交流イベントの企画・運営

リスクリングの推進に積極的な県内企業にコミュニティへ登録してもらうため、以下のとおり企業コミュニティ制度の広報と、コミュニティ形成促進のためのイベントの企画・運営を行う。

(ア) 対象企業

本事業の対象企業は、長野県内に本社、本店、支店又は事業所等を有し、従業員のリスクリングに課題を有する企業とする。

(イ) 実施時期等

交流イベントは令和8年11月までに1回程度開催する。実施にあつては、企業コミュニティへの登録が促進されるよう、参加者がリスクリング推進の必要性やコミュニ

ティ加入のメリットを認識できるような創意工夫をすること。

(ウ) 開催形態と実施手法

交流イベントの開催形態は対面での集合形式、オンライン形式等、最適と思われる方法を提案すること。またイベントではセミナー、相互交流、ワークショップなど、参加動機を高める手法を積極的に検討すること。特に登録企業同士の交流の場を設けることで、リスクリングに関する企業間の課題共有や情報交換と、中長期における企業内でのリスクリング推進のリテンションが図られるよう工夫すること。

(エ) 交流イベントの運営

イベント会場の整備、講師選定、講師との調整、当日の進行管理、動画の撮影等、イベントの運営は受託者において行うこと。

(オ) 提供する情報

交流イベントで提供する情報は、「リスクリング推進ステップ」の説明や、国や自治体等が提供するリスクリング支援事業の情報、リスクリングの実践事例を含むものとする。実践事例の情報は特に中小企業の成功事例が望ましい。特に前年度までに蓄積した伴走型コンサルティング支援の取組み事例を積極的に共有し、本コミュニティを通じた企業への横展開を図ること。

(カ) 開催時間と参加費用

イベント時間は概ね3時間以内とし、参加費用は無料とすること。

(キ) 効果測定

イベント参加者に対し、事業に対する感想や評価、意識調査などのアンケート調査を行うこと。

イ 企業コミュニティへの登録企業の募集・管理

以下の通りコミュニティ登録企業募集の周知、応募のあった企業への登録手続き、登録後の情報管理を行う。

(ア) 受託者の業務

コミュニティの登録企業募集にあたっての広報、募集、登録の受け付け、登録企業情報の管理等、コミュニティ運営に必要な事務局としての業務を担うこと。

(イ) 対象企業

前項アに記載の対象企業の条件と同様とする。

(ウ) 情報発信

登録企業に対して随時、リスクリング関連の支援情報、実践事例情報などを発信する。発信する情報は長野県が推進するリスクリング関連の情報を含めて幅広く扱うこと。

(エ) 募集にあたっての留意点

登録企業の募集にあたっては、登録企業ができる限り特定の地域に偏らないよう、県内全域の企業に対して広く登録を呼びかけるとともに、効果的な周知・広報に努め、その具体的な方法を提案し、委託者と調整の上実施すること。

(オ) 委託者の明示

登録企業の募集にあたって作成するチラシ・リーフレット等には、「本事業は長野県より委託を受け、〇〇が運営しています」等の文言を入れるなど、長野県からの受託であることを示すこと。

(カ) 募集の開始時期と問合せ対応

登録企業の募集は委託者の指定する時期（プレスリリース等）以降に速やかに開始することとし、登録企業の募集・申込受付、取りまとめ及び企業コミュニティに関する問い合わせ等に丁寧な対応を行うこと。

(キ) 登録企業数の目標値

登録企業は令和8年度に新規40社以上の増加を目標とし、3年間後に合計100社以上の規模となることを目指した事業企画とすること。

(4) 人材育成事業の一体的広報

本事業を含め、令和8年度に長野県が企業向けに実施する以下の人材育成関連事業について、企業のより効率的・効果的な事業選択を支援する目的で、各事業を網羅的・一体的に広報する。

(ア) 対象とする事業

- ・企業リスクリング推進事業
- ・「W.E.L.L NAGANO（仮称）」および女性のキャリア形成支援事業
- ・外国人材日本語習得支援事業
- ・賃上げ環境整備支援事業
- ・将来世代と地域企業をつなぐプロジェクト事業

(イ) 一体的な広報において考慮する点

人材育成に取り組む意義、必要性を伝える内容とし、企業における経営課題の類型別に前述の対象事業の組合せを例示するなど、企業目線での事業選択を考慮した広報の実施内容となるよう工夫すること。ただし、企業に対してより効果的・効率的な広報の実施内容があれば、提案すること。

(ウ) 実施時期等

対象となる各事業の申込時期を踏まえて、一体的広報の開始時期および継続期間を定めること。

(エ) 一体的広報の実施形態と実施手法

参加者を募るセミナー形式での一体的広報を2回以上実施すること。実施形態は対面での集合形式、オンライン形式等、最適と思われる方法を提案すること。またセミナー開催の告知および各事業の広報において、新聞広告、SNS広告等、効果的と思われる媒体と活用方法を提案すること。

(オ) セミナーの運営およびの公告記事の作成

セミナー会場の整備、講師選定、講師との調整、当日の進行管理と実施、動画の撮影等の運営および新聞等の媒体広告の記事内容作成は受託者において行うこと。

(カ) 効果測定

セミナー参加者に対し、セミナー内容に対する感想や評価、意識調査などのアンケート調査を行うこと。

5 委託者への報告

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、業務責任者、業務担当者及び緊急連絡先等を明記し

た実施体制図及び全体スケジュールを明記した実施計画書（いずれも任意様式）を委託者に提出すること。また、実施体制図や実施計画書に変更がある場合は、あらかじめ委託者と協議すること。

(2) 受託者は、令和9年3月31日までに、以下の書類を委託者へ提出すること。

ア 「経営指導員（経済団体）による企業支援」事業について

- (ア) 業務完了報告書（A4判・任意様式）
- (イ) 指導員向け研修の概要（日時、場所、カリキュラム、講師、受講者名簿 等）
- (ウ) 広報資料
- (エ) 指導員向け手引き集
- (オ) アンケート集計結果
- (カ) 研修の実施状況が分かる写真
- (キ) その他委託者が必要と認める書類

イ 「伴走型コンサルティング支援（派遣）」事業について

- (ア) 業務完了報告書（A4判・任意様式）
- (イ) コンサルティングの概要（日時、場所、対象企業名、コンサルタント名、コンサルティング内容 等）
- (ウ) 広報資料
- (エ) 成果物（リスクリング推進ための人材育成計画、取組み事例集 等）
- (オ) アンケート集計結果
- (カ) コンサルティングの実施状況が分かる写真
- (キ) その他委託者が必要と認める書類

ウ 「企業コミュニティ形成」事業について

- (ア) 業務完了報告書（A4判・任意様式）
- (イ) 企業コミュニティの概要（登録企業の名称、登録日、業種、連絡先、担当者名 等）
- (ウ) 交流イベントの概要（日時、場所、実施内容、講師・ファシリテーター、参加企業リスト 等）
- (エ) 広報資料
- (オ) 交流イベントでの提供情報を纏めた資料
- (カ) アンケート集計結果
- (キ) 交流イベントの実施状況が分かる写真
- (ク) その他委託者が必要と認める書類

エ 「人材育成事業の一体的広報」について

- (ア) 業務完了報告書（A4判・任意様式）
- (イ) 開催したセミナーの概要（日時、場所、実施内容、広報資料、講師・ファシリテーター、参加企業リスト 等）
- (ウ) 行った新聞広告や SNS 広告等の概要（媒体名、広告日時および期間、広告記事内容、支出した費用内訳 等）
- (エ) セミナー参加者へのアンケート集計結果
- (オ) セミナー実施状況および媒体広告内容が分かる写真
- (カ) その他委託者が必要と認める書類

- オ 上記のほか、受託者が本業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、産業人材育成課が必要と認めたもの。(電子データファイルを含む。)
- カ 電子データファイルは、Microsoft Office2016 以降のバージョンに対応したファイルで、編集可能な形式とする。また、委託者に提出する際は、パスワードをかけて保護すること。
- (3) 受託者は、事業の実施状況について委託者から指示があった場合には、速やかに必要事項を報告すること。

6 関係法令の遵守

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則（昭和 39 年長野県規則第 8 号）及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関係法令及び通達

7 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的・効果的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議により業務の一部を委託することができる。
- (2) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。
受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は個人情報保護について十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにすること。
- (4) 提供するデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (5) 本事業に係る新規作成物については、委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- (6) 受託者は、本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、いつでも供覧に供することができるよう保管すること。
- (7) 委託費の支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる各種助成金との併用はできない。

8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行

うこと。また、受託業務の実施にあたっての打合せは、長野県庁において、又は遠隔会議システムを利用して行う。

- (3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度委託者と受託者が協議して決定するものとする。